

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成28年11月25日（金）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

浅見健次郎，石倉誠也，今井博文，紙岡智，西直哉，野田修司，野田寛芳，藤下健（委員長），宮本健志，山中浩子

（五十音順，敬称略）

（説明者，意見交換オブザーバー）

生駒義範民事調停委員，佐本桂子民事調停委員

（オブザーバー，事務担当者又は庶務）

新屋和歌山簡裁裁判官，梅村事務局長，杉原民事首席書記官，中村刑事首席書記官，安達事務局次長，澤江家裁総務課長，奥野家裁庶務係長，不野和歌山簡裁庶務課長，三宅和歌山簡裁事務官

第4 議事

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員紹介

4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回委員会テーマ「裁判所の広報について」に関する報告を行った。

5 テーマ「民事調停について」

(1) 裁判所から，調停制度について説明した後，調停室等を見学し，裁判所職員による模擬調停を行った。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：オブザーバー，事務担当者又は庶務】

- ◎ 調停制度は一つの紛争解決手続です。和歌山弁護士会においてもADR，裁判外の紛争解決手続が行われています。御紹介をお願いします。
- 和歌山弁護士会の紛争解決センターは，平成24年4月から開始され，紛争に対して和解のあっせんを行っています。裁判所を利用せずに気軽に法律の専門家である弁護士が携わるとというのが利点です。弁護士が行うので法的根拠を押さえています。当事者双方に代理人がないことを前提とした制度で，法律相談を受けてからの申立てとなります。申立手数料は一律一万円で，解決額に応じて成立手数料もいただいています。事務局で申立てを受理し，二人の担当弁護士が付きます。和解あっせん期日を決めて，弁護士会館で期日を行い，成立すれば和解契約書を作成します。訴訟物が複数あるなどの複雑な事案，特許関係など専門的知識を要する事案，権利義務関係に立たない事案等の解決に有用だと考えています。裁判所は訴額に応じて手数料の額が変わりますが，弁護士会の手数は一律です。期日も迅速に入り，法務大臣の認証を受けており，時効中断効，訴訟の中止，調停前置の例外などの効果が生じます。平成26年度には22件の申立てがありました。

弁護士会での和解の短所は，和解が成立したとしても，債務名義とならないので強制執行ができないという点になります。この点については簡易裁判所の即決和解を利用することで解消されます。

- ◎ 民事調停についての御感想，御質問をお願いします。
- 調停申立てから終了までの平均的な期間はどのくらいでしょうか。
- スムーズに進むと3～4回の期日で，申立てから最初の期日までが1か月，期日間も大体1か月ですので，申立てから終了までは，4か月前後になるか

と思います。まとまりにくいものは、1年を超えるものもあります。

- 弁護士会は、1回目が入るのに多少時間がかかります。期日間は2週間ですが、中には長いものもあります。総じて言いますと、裁判所の調停よりは短い期間になります。
- 調停の成立率はどれくらいですか。
- 数字を持ち合わせていませんが、半分程度は成立していると思います。
- 調停委員は、専門知識をどの程度お持ちなのでしょう。
- ◎ 現在、当庁の調停委員には、医師、建築士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の専門家が在籍しています。
- 銀行協会に金融ADRがあります。申立てを受けてから対応し、和解をする事例もあります。裁判になる手前の段階での解決手段として利用されています。
- ◎ 調停は、裁判と違い紛争を激化させない面を持っていることも一つのメリットかと思います。
- 銀行として調停に出席したことがありますが、裁判よりも出席がしやすいです。
- ◎ 地裁の建築調停では、実際に現場に行って建築士の話を聞くと非常に分かりやすいです。建築物の瑕疵も写真よりも現場の方がよく分かります。
- 建築用語は難しいですが、現地で説明すると分かっていただけます。
- 調停の場で、調停委員から公平な専門家の立場で説明が得られると助かります。当事者の納得も得やすいです。
- ◎ 家事調停は事件数が多いのですが、民事調停は事件数が伸び悩んでいます。裁判所としては、民事調停はメリットのある解決手続なので、もっと世間に知ってもらって、利用してほしいと思っています。その辺り、民事調停の広報について御意見をお願いします。
- 私も民事調停は知りませんでした。中学校、高校など各学校に講演に回る

のはどうでしょうか。啓発活動が必要だと思います。

○ 家事調停は利用者が多いというのは知っていましたが、民事調停は知りませんでした。世間には近隣紛争も多くありますので、もっと民事調停のPRをしてはどうでしょうか。

● 弁護士会のADRも近隣紛争を扱っています。

広報に関しては、マスコミを利用してコマーシャルをする、もう少し分かりやすい言葉で伝える、調停協会のチラシを利用するといったことが考えられます。調停の申立てがあった場合、裁判所から相手方に「呼出状」が送付されますが、その「呼出状」という名称は親しみやすさを消しています。平日午後5時までに手続に行かないといけないというのも市民感覚とずれているように思います。

◎ 裁判所に呼び出された方は、そのこと自体が心理的な負担になる場合もあります。法規上の縛りもあって難しい部分もありますが、もう少し親しみやすい方法を考えなければいけないと思います。

調停室等を御覧になったの御意見、御感想をお願いします。

○ 普通の調度品で、テーブルの大きさ、距離も適当だと思います。距離感は大事です。

◎ 調停委員のお二人にこれまでの経験で印象に残っていることを伺いたいと思います。

■ 双方の言い分を聞いて、利益になるところを探っていくのが調停のいいところだと思います。調停委員として幅広い知識、人を見る目を養い、裁判官に知識をいただいて職務に当たっています。調停委員をすることで勉強をさせていただいています。充実しているところもあるし、しんどいと思うこともあります。

■ 双方に弁護士が付いている場合はいいのですが、片方だけに付いている場合にバランスを取るのに配慮しています。

◎ 柔軟な解決ができるのが調停のメリットだと思います。裁判所は、調停制度をよく理解してもらうため、広報活動をより充実させる必要があると考えました。

6 次回委員会の意見交換テーマ

裁判所における障害者配慮について

7 次回委員会の開催日時

平成29年5月26日（金）午後1時30分

和歌山家庭裁判所委員会と合同開催とする。

8 閉会